

建築確認等申請手数料

R7.4.1

建築物の申請面積 建築物の通知面積	確認申請手数料 (1件当たり)	構造判定の追加手数料 (1棟当たり)		合 計 (1件に1棟の申請で申請面積と構造計算適合判定を要する面積が同じ場合)	
		大臣認定 プログラム使用	左記以外	大臣認定 プログラム使用	左記以外
30㎡以下	11,000円 +A※	110,000円	156,000円	121,000円	167,000円
30㎡以下 100㎡以下	21,000円 +A※	110,000円	156,000円	131,000円	177,000円
100㎡を超え 200㎡以下	34,000円 +A※	110,000円	156,000円	144,000円	190,000円
200㎡を超え 500㎡以下	50,000円 +A※	110,000円	156,000円	160,000円	206,000円
500㎡を超え 1,000㎡以下	79,000円 +A※	110,000円	156,000円	189,000円	235,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	117,000円 +A※	140,000円	210,000円	257,000円	327,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	220,000円 +A※	156,000円	248,000円	376,000円	468,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	361,000円 +A※	194,000円	322,000円	555,000円	683,000円
50,000㎡を超え	617,000円 +A※	332,000円	601,000円	949,000円	1,218,000円
昇降機	21,000円	(計画変更11,000円)			
工作物	18,000円	(計画変更9,000円)			

建築物の申請面積 建築物の通知面積	完了検査 申請手数料 (1件当たり)	中間検査が必要な場合	
		中間検査申請手数料	完了検査申請手数料
30㎡以下	19,000円	13,000円	17,000円
30㎡を超え 100㎡以下	27,000円	18,000円	25,000円
100㎡を超え 200㎡以下	34,000円	26,000円	32,000円
200㎡を超え 500㎡以下	51,000円	39,000円	50,000円
500㎡を超え 1,000㎡以下	69,000円	55,000円	68,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	94,000円	77,000円	91,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	200,000円	150,000円	196,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	311,000円	247,000円	306,000円
50,000㎡を超え	573,000円	450,000円	568,000円
昇降機	32,000円		
工作物	25,000円		

1. 建築物の計画変更の場合は、申請面積の1/2について算定する。
2. 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の確認申請は、申請面積の1/2について算定する。
3. 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替の完了検査申請は、申請面積の1/2について算定する。
4. 構造計算適合判定を要する建築物と要しない建築物をまとめて申請する場合は、以下による。
  - (1) 確認申請手数料=申請面積の合計を申請面積の1/2について算定する。
  - (2) 構造計算適合判定追加手数料=構造計算適合判定を要する棟の面積について算定する。
  - (3) (1)と(2)の手数料の合計が確認申請手数料となる。

(※) Aは、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定(住宅の省エネ性能の評価を仕様基準で行うこと及びその変更)を適用し、省エネ基準適合の確認を確認申請の中で行う場合に、下表の「一の住宅の床面積の合計」に対応する「確認申請等手数料への加算額」を棟別に算出して合計した額を加算するものです。  
 なお、住宅の省エネ基準適合を省エネ適判で判定するか、同規定に基づき確認申請の中で確認するかは、申請者が任意に選択できます。

区分	一の住宅の床面積の合計	確認申請等手数料への加算額	
		当初申請時	計画変更申請時(注)
1の住戸 (一戸建て等)	200㎡未満	11,000円	5,000円
	200㎡以上	12,000円	6,000円
2以上の住戸 (共同住宅等)	300㎡未満	19,000円	10,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	31,000円	15,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	48,000円	24,000円
	5,000㎡以上	63,000円	31,000円

(注) 「計画変更申請時」の加算額は、確認申請の計画変更に伴い、住宅の用途が変更される場合(例:一戸建て→長屋)に加算するものです。